

内閣府  
厚生労働省 令第九号

国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成十六年八月三十日

内閣総理大臣 小泉 純一郎  
厚生労働大臣 坂口 力

確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令

確定拠出年金運営管理機関に関する命令（平成十三年 内閣府 令第六号）の一部を次のように改正する。  
厚生労働省

第三条第一項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 財務諸表又はこれに代わる書面

第六条各号列記以外の部分中「及び」を「、業務の引継状況を記載した様式第五号の二により作成した

書類及び」に改める。

第八条第三号中「使用人」を「運営管理業務に従事する使用人」に改める。

様式第四号中「第五条第一号」を「第五条」に改め、同様式に次の備考を加える。

(備考) 変更届出書を提出しようとする時点において現に登録されている確定拠出年金運営管理機関登録簿の当該変更に係る頁について、当該変更箇所の訂正、追加又は削除を行った後のものを添付すること。

様式第五号の次に次の一様式を加える。

様式第五号の二(第六条関係)

確定拠出年金運営管理業務の引継ぎ状況

確定拠出年金運営管理業務の引継ぎ状況は、以下のとおりです。

1. 業務を引き継いだ先の確定拠出年金運営管理機関の名称等

運営管理機関名	規約名	引継事項	加入者数等（人）

2. 令第五十条及び主務省令第九条に基づく書面の受渡日

（備考）

1. 「運営管理機関名」には、引継ぎ事項がない場合には、「引継ぎなし」と記載すること。

2. 「規約名」には、企業型年金の場合はその規約名を、個人型年金の場合は、個人型年金規約と記載すること。

3. 「引継事項」には、法第二条第七項各号に規定する運営管理業務のうち申請者が行う業務の内容（該当する業務の番号及び第一号の業務については、イ、ロ又はハのうち該当する番号）を記載すること。

4. 「加入者数等（人）」には、受渡日現在における加入者及び運用指図者の人数を記載すること。

様式第七号（法第一条第七項第二号に係る業務の実施状況）中「カからラ」を「カからナ」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、国民年金法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年十月一日）から施行する。